

令和7年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 概要

平成12年度に始まった本制度は、令和7年度からは令和11年度までを対策期とする第6期対策が始まりました。

第6期対策の1年目に当たる令和7年度においては、協定数は962協定（対前年度98協定の減少）、交付金対象農用地は11,142ha（同1,019haの減少）でした。

第5期最終年度であった令和6年度から協定数や交付金対象農用地が減少した要因としては、主として協定参加者の高齢化等により農業生産活動継続への不安が反映したものと考えられます。（過去の対策期切替年度においても同様に減少している。（ホームページ本文中の表参照））

高齢化や人口減少により今後5年間の取組継続が難しいことを理由に87の協定が活動を取りやめた一方、新たに23の協定が活動を開始しました。

また、地域で主導的な役割を果たす人材の確保が困難となる中、事務負担の軽減を図るため55協定が21協定に再編統合され、農業生産活動が継続されました。

2 実施状況

（1）市町村数

西ノ島町及び知夫村を除く17市町で実施されました。

（2）協定数

令和7年度の協定数は962協定であり、前年度から98協定の減でした。

〔協定数〕

（単位：協定数）

	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 A－B
集落協定	904	1,006	▲102
個別協定	58	54	4
合 計	962	1,060	▲98

（注）協定分割によらない協定数の増加 15、協定分割による協定数の増加 8
協定統合によらない協定数の減少 85、協定統合による協定数の減少 36

(3) 交付対象農用地面積等

令和7年度の交付金対象農用地は11,142haであり、前年度から1,019haの減少となりました。

[農用地面積]

(単位：ha)

	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 A－B
集落協定	10,569	11,696	▲1,127
個別協定	573	465	108
合 計	11,142	12,161	▲1,019

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	合計
急傾斜	5,501	53	—	65	5,619
緩傾斜	5,070	165	0	20	5,255
高齢化・耕作放棄地率	—	22	—	—	22
特認基準	207	30	8	—	245
合 計	10,778	270	8	85	11,142

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

(4) 交付金額

令和7年度に各集落協定及び個別協定に交付された交付金額の総額(国費、県費、市町村費の総額)は、1,942百万円であり、前年度から68百万円の減額となりました。

[交付金額]

(単位：百万円)

	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 A－B
集落協定	1,876	1,957	▲81
個別協定	66	53	13
合 計	1,942	2,010	▲68

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

(5) 協定の取組内容

令和7年度においては、約8割の協定が、体制整備のための前向きな活動実施を要件とする体制整備単価(交付単価の10割交付)により取り組んでいます。

[単価別協定数]

(単位：協定数)

	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 A－B
基礎単価	154	140	14
体制整備単価	808	920	▲112
合 計	962	1,060	▲98

[単価別面積]

(単位：ha)

	令和7年度 A	令和6年度 B	増減 A－B
基礎単価	1,002	711	291
体制整備単価	10,139	11,450	▲1,311
合 計	11,142	12,161	▲1,019

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

加算措置については以下のとおりとなりました。

[加算の取組内訳]

(単位：協定数、ha)

	実施協定数	面積
棚田地域振興活動加算	27	375
超急傾斜農地保全管理加算	263	939
ネットワーク化加算	81	1,520
スマート農業加算	238	4,182
集落機能強化加算の経過措置	41	1,103

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加えて、体制整備のための前向きな活動に取り組む場合の単価（10割単価）

③棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、該当の交付金対象農用地面積に加算される。

④超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に、該当の交付金対象農用地面積に加算される。

⑤ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に、交付金対象農用地面積の全体に加算される。

⑥スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に、交付金対象農用地面積の全体に加算される。

⑦集落機能強化加算の経過措置

第5期対策に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参加する集落協定の農用地において、集落機能強化を図る取組を行う場合に、交付金対象農用地面積の全体に加算される。